

令和5年8月2日

神戸東労働基準協会

令和5年度第4回「化学物質管理者講習」のご案内

(化学物質取扱い等事業場向け 6時間)

本研修は、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など、対象物を製造する事業場以外の事業場を対象として、「化学物質管理者」(安衛則第12条の5)を選任するための研修です。

(令和6年4月より選任義務化)

事業者が、自律的な化学物質管理を任せられることができるよう、必要な知識と実務能力を習得しましょう。受講された方には「化学物質管理者講習(6時間)」の修了証を交付します。

記

- 1 日時 令和5年11月28日(火) 9時00分～16時50分(受付開始 8時30分～)
- 2 会場 (株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター
神戸市灘区浜田町4-1 地図裏面参照
- 3 受講料 会員 ¥19,580(受講料 ¥17,600、テキスト代 ¥1,980)
非会員 ¥23,980(受講料 ¥22,000、テキスト代 ¥1,980)
受講料は、申込後10日以内に下記口座に振込願います。振込手数料はご負担ください。
振込先口座 【三井住友銀行 三宮支店 普通口座 3192216 神戸東労働基準協会】
- 4 定員 概ね50名(申込期日:11月17日、定員になり次第締め切ります)

5 講習科目及び時間割(裏面参照)

6 申込方法

- ・申込は、神戸東協会HP(トップページ「受付中の講習・教育・研修会」の該当講習)にてお願いします。会員・非会員を選択してください。(<https://kobeigashi.com>)
- ・受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。届かない場合は連絡願います。
- ・受講料入金確認後、受講1週間前迄に「受講票」をEメールにて送付します。

7 受講時準備品

受講票、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、筆記用具、マスク、昼食、印鑑

*テキストは当日に配布します。

8 その他

- ・遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は、修了証は交付できません。
また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。
- ・納入された受講料は原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが、
受講日の5日前迄に申出ください。
- ・ご提出の個人情報、責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。

問合せ先：神戸東労働基準協会 ☎078-222-1001

講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）

<受付開始：8時30分～>

時刻	科目	講習時間数
9:00 ~ 9:10	オリエンテーション	
9:10 ~ 9:40	関係法令	0.5 H
9:40 ~ 10:10	化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5 H
10:10 ~ 10:20	休憩（10分）	
10:20 ~ 11:50	化学物質の危険性又は有害性並びに表示等	1.5 H
11:50 ~ 12:40	昼食（50分）	
12:40 ~ 14:40	化学物質の危険性又は有害性の調査	2.0 H
14:40 ~ 14:50	休憩（10分）	
14:50 ~ 16:20	化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	1.5 H
16:20 ~ 16:30	休憩（10分）	
16:30 ~ 16:50	効果確認試験、修了証授与	
	合計時間数	6.0 H

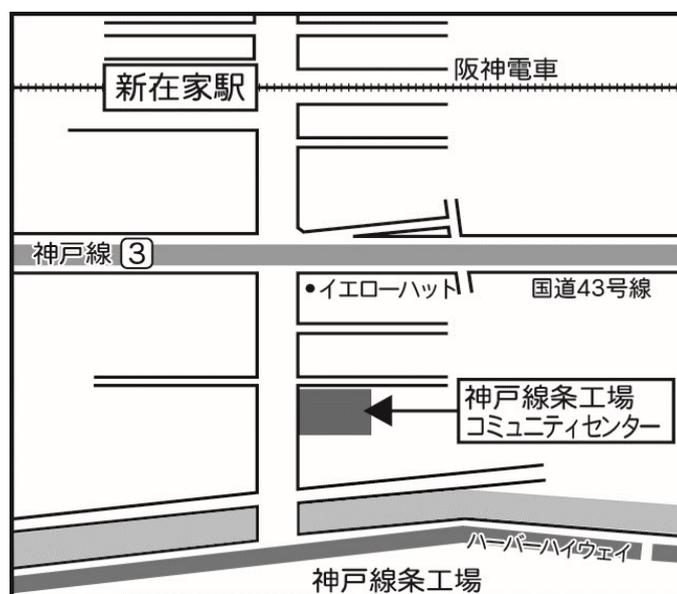
講習会場案内

（株）神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター

J R「六甲道」駅より南へ徒歩約12分

阪神「新在家」駅より南へ徒歩約7分

J R六甲道駅へ



会場には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

講習会場には使用できる駐車場はありません（バイク・自転車も停められません）

受講案内書別紙

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

① 氏名の入力

Webによる申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の
記載例：神戸 太郎（兵庫 太郎）

② 証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の
証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できる
もの。尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と
写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

神戸東労働基準協会

078-222-1001